

現行規則の廃止の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 14 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

現行規則の廃止の一部を改正する規則

現行規則の廃止（規則 1—4）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 項を加える。

1 1 1 規則 1—22（徳島県人事委員会規則の読点の表記に関する規則）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。